

令和2年分の確定申告の取組について (報道発表資料)

[連絡先]

広島国税局 電話 082-221-9211

個人課税課 課長補佐 諏訪 智也 (内線 3692)

国税広報広聴室 室長補佐 池田 孝行 (内線 3797)

確定申告会場への来場を検討されている方へ

感染リスク軽減のために「ご自宅からe-Tax」をご利用ください

- ✓ 新型コロナウイルス感染症の感染リスクを軽減するため、**スマホやパソコンでご自宅から申告できるe-Tax**をぜひご利用ください
- ✓ 申告のご相談は、ご自宅から**お電話やチャットボットでも可能**です。e-Taxで分からないことがある場合についてもお電話でお尋ねいただけますので、ぜひチャレンジしてください。

確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です

- ✓ 会場内の混雑緩和のため、確定申告会場への入場には、入場できる時間枠が指定された**「入場整理券」**が必要です。
- ✓ 入場整理券は**各会場で当日配付**しますが、**LINEを通じたオンライン事前発行**も可能です。オンライン事前発行の申込は、1月15日（金）から開始しており、1月25日（月）以降、入場整理券による申告相談体制に移行します。
- ✓ 入場整理券の配付状況に応じて、**後日の来場をお願いする場合があります**。当日の配付状況は、2月16日（火）から3月15日（月）までの期間、国税庁ホームページから確認できます。

入場整理券は国税庁のLINE公式アカウントからも取得できます

STEP 1 国税庁を「友だち追加」

国税庁
LINE公式アカウント



※ LINEのホーム画面で「国税庁」または「@kokuzei」と検索しても友だちに追加できます。

STEP 2 「相談を申し込む」を選択



STEP 3 税務署・希望日時を選択



STEP 4 申込完了→会場で提示



入場時にはこの画面をご提示ください

STEP 1 LINEアプリから国税庁LINE公式アカウントを友だち追加

STEP 2 「トーク」画面から「相談を申し込む」を選択

STEP 3 税務署や来場希望日時を選択

STEP 4 内容を確認して「申込」をタップすれば完了、入場時に申込完了画面を提示すればOK

確定申告会場における感染防止対策

確定申告会場にお越しになる方へのお願い

入場時の検温

- ✓ 入場時に検温を実施しています。37.5度以上の発熱がある場合、咳などの風邪の症状がある場合、検温にご協力いただけない場合など感染防止の観点から適切でないと判断したときには入場をお断りさせていただきます。
- ✓ 発熱等の症状がある方や体調のすぐれない方は、無理をせずに、後日あらためてご来場ください。

マスクの着用、手指消毒

- ✓ 会場ではマスクを常時着用していただき、会場入口等での手指消毒をお願いします。

少人数での来場

- ✓ 会場には、申告される方おひとりでお越しください。介助を要する等の理由で複数名でお越しになる場合においても、必要最小限の人数でお越しください。

筆記用具、電卓

- ✓ 感染防止の観点から、筆記用具や電卓はご自身で用意いただき、ご持参ください。

税務署での対策のご紹介

- ✓ ソーシャルディスタンスを確保した会場レイアウトを採用しています。
- ✓ こまめな換気・消毒を実施し、会場内には手指消毒液を設置しています。
- ✓ 職員はマスク・フェイスシールドを着用して対応し、日々の体調管理も徹底しています。

※ 令和2年分確定申告では、申告相談のため前年来署された方のうち、公的年金を受給されている方など一部の方に対して、期間中の混雑を緩和する観点から、個別の早期来場のご案内を送付しています。



参 考 資 料

広島国税局

目 次

申告書の作成・送信は国税庁ホームページから	1
スマホ×確定申告 進化するスマート申告.....	3
振替依頼書がオンラインで提出できます	5
QR コードを利用したコンビニ納付ができます	7
チャットボットによる税務相談が始まりました	9
令和2年分の確定申告から適用される主な税制改正について	11
医療費控除は領収書が提出不要となりました	13
国や地方公共団体から支給された助成金の課税関係.....	15
副収入の申告漏れにご注意ください.....	17
マイナンバーの記載等をお忘れなく	18
令和2年分確定申告の受付期間等.....	19

申告書の作成・送信は **自宅で** 国税庁ホームページから！

STEP 1 「国税庁ホームページ」へアクセス

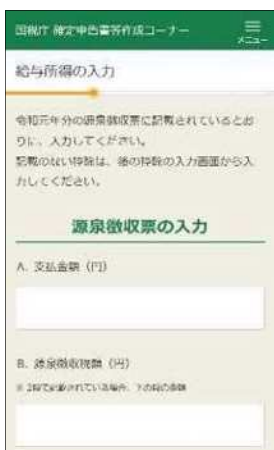
確定申告



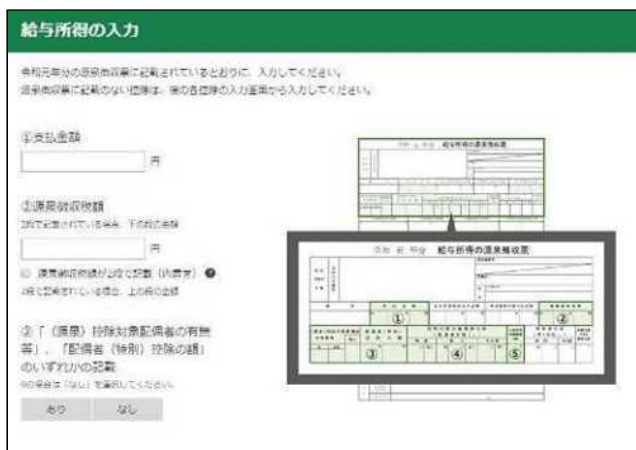
スマートフォンはこちらから→



STEP 2 申告書を作成



スマホ専用画面



パソコン画面

パソコン、スマートフォンなどから画面の案内に従って金額などを入力するだけで、申告書が作成できます！



※ 65万円の青色申告特別控除を受ける場合など一部の方はスマートフォンでは作成できません。

※ 画面は令和元年年分のものです。

STEP 3 申告書を送信

マイナンバーカードを使って送信

用意するものは、次の2つ！

① マイナンバーカード



取得方法は裏面を見てね！



② ICカードリーダーライター 又は マイナンバーカード読取対応のスマートフォン



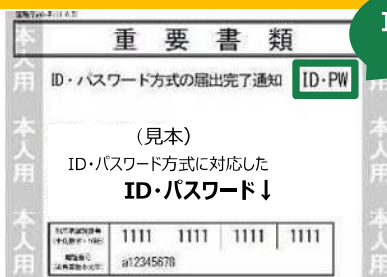
又は



ICカードリーダーライターとして代用できる端末は一部のAndroid端末のみ
対応端末の一覧はこちらから！

※ 印刷して郵送等で税務署に提出することもできます。

IDとパスワードで送信



ID・PWが目印

- ・ID・パスワード方式の届出完了通知の発行を希望される場合は、**申告されるご本人**が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、**お近くの税務署**にお越しください。
- ・既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

(注) ID・パスワード方式は暫定的な対応です。お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

国税庁ホームページはこんなに便利！

マイナポータルを使えば、データが自動入力されます



マイナンバーカードを使って「**マイナポータル**」から生命保険料控除証明書などの申告に必要な情報をまとめて取得でき、申告書の作成時に証明書の金額・発行元の情報などが自動入力されます。

(注) ご利用に当たっては、事前準備が必要です。
詳しくは、国税庁ホームページの「マイナポータルを活用した年末調整及び所得税確定申告の簡便化」をご確認ください。



詳しくはこちら！

Google Chrome が使えます



令和3年1月以降、パソコンをご利用の方は「**Google Chrome**」でも、国税庁ホームページからマイナンバーカードでe-Tax送信ができます。

(注) Windowsのみの対応であり、macOSには対応していません。
また、ご利用に当たってはマイナポータルAPのインストールが必要です。

困ったら" ふたば " にご相談ください ※令和3年1月公開予定



税務職員
ふたば

申告書の作成でお困りのときは、「**税務相談チャットボット**」にご相談ください。ご質問を入力いただければ、AIを活用した「**税務職員ふたば**」がお答えします。

チャットボットで解決しない場合は、国税庁ホームページの「**タックスアンサー**」をご確認いただくか、**電話**でお問い合わせください。



スマホでの相談
はこちらから！

お問い合わせ先は、確定申告書等作成コーナーの「お問い合わせ」画面をご覧ください。

マイナンバーカードでできることって？

マイナンバーカードを使ってe-Taxで送信すれば、**本人確認書類の提示又は写しの添付は不要**です。また、マイナンバーカードでログインすれば、e-Taxのメッセージボックスから申告した内容や税務署からのお知らせなどを確認できます。

マイナンバーカードの取得方法

スマートフォン・パソコン・郵便などで申請でき、無料で取得できます。
詳しくは、マイナンバーカード総合サイトをご覧ください。



スマホによる申請
はこちらから！

マイナンバーカード 取得方法

Android、Google Chromeの名称及びロゴは、Google LLCの商標または登録商標です。
Windowsの名称は、米国及び他の国々で登録された米国Microsoft Corporationの商標です。
macOSの名称は、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。



国税庁 法人番号7000012050002

R2.9

スマホ×確定申告 -ネクストステージ-

進化するスマート申告！ ～5つのステップで手続完結！～



STEP 1 国税庁ホームページへアクセス



インターネットを開いて、「確定申告」と検索してください。



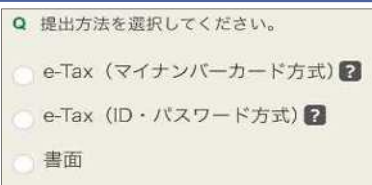
国税庁ホームページにアクセスし、「作成開始」をタップしてください。



収入や控除の質問に順番にお答えください。

STEP 2 提出方法を選択

提出方法の選択



○マイナンバーカード方式
マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマートフォンをお持ちの方(一部の端末のみ)

対応端末の一覧はこちら→



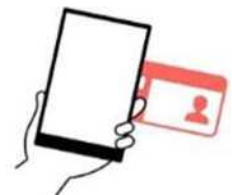
○ID・パスワード方式
「ID・パスワード方式の届出完了通知」をお持ちの方(全ての端末)

※ マイナンバーカードや完了通知をお持ちでない方は、裏面下のカードの取得方法又は完了通知の発行をご確認ください。

▶ マイナンバーカード方式

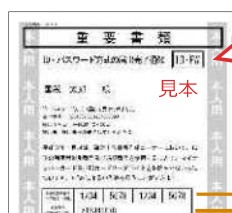


画面の案内に従って、「マイナポータルAP」をインストールしてください。



マイナンバーカードを認証して事前準備をしてください。

▶ ID・パスワード方式



ID (利用者識別番号)

1234567812345678

パスワード (暗証番号)

a12345678

完了通知に記載されているID・パスワードを入力してください。

STEP 3 金額などを入力

収入の入力



給与所得の源泉徴収票など、収入に関する書類を基に入力してください。

※ マイナンバーカードを使ってマイナポータルから生命保険料控除証明書などの情報を取得することで、申告書の作成時に証明書の金額・発行元の情報などが自動入力されます。

控除の入力



医療費や寄附金の領収書など、控除に関する書類を基に入力してください。(※)

氏名等の入力



氏名・住所・マイナンバーなどを入力してください。

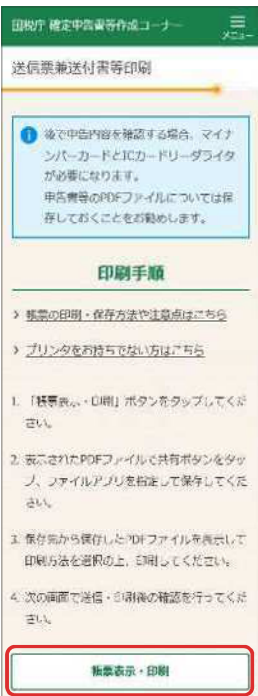
※ 提出方法が「書面」の方はSTEP5へ

STEP 4 送信



e-Taxで送信してください。

STEP 5 申告書データを保存



印刷画面まで進んだら申告「帳票表示・印刷」をタップしてください。

※ 申告内容によって表示画面は異なります。

※ 提出方法が「書面」の方は、保存した申告書データをご自宅のプリンタやコンビニエンスストア等のプリントサービス（有料）で印刷し、郵送等で提出してください。

マイナンバーカードの取得方法について

スマートフォン・パソコン・郵便などで申請でき、無料で取得できます。詳しくは、マイナンバーカード総合サイトをご覧ください。

スマホによる申請はこちらから→
マイナンバーカード 取得方法



ID・パスワード方式の届出完了通知の発行について

「ID・パスワード方式の届出完了通知」については、税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行します。発行を希望される場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。平成30年1月以降、税務署や確定申告会場にお越しになられた方で、既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

※ ご利用には別途通信料がかかります。

※ このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。（一部、令和元年分の画面を使用しています。）

※ ID・パスワード方式は暫定的な対応ですので、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。また、メッセージボックスの間隔には、マイナンバーカード等が必要です。

・ iPhone、Safariの名称及びロゴは、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。iPhoneの商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。

・ Android、Chrome、Chromeの名称及びロゴは、Google LLCの商標または登録商標です。

iPhone



申告書が表示されるので、画面下の「共有」ボタンをタップしてください。

「ファイルに保存」を選択してデータを保存してください。



保存したデータは「ファイル」から後で確認できます。

Android



申告書が表示されるとともに、自動的に端末内のダウンロードフォルダにデータが保存されます。



保存したデータは「Chrome」から後で確認できます。



令和3年1月から
Webで完結

振替依頼書が オンラインで 提出できます!!



↑詳しくは
こちら

国税の振替納税を利用する場合には、事前に税務署又は希望する金融機関に振替依頼書を書面で提出する必要がありましたが、令和3年1月から、オンライン(e-Tax)で提出できます。

お手持ちのパソコン、スマートフォンから e-Tax を使って簡単な操作で提出できます。

書面では



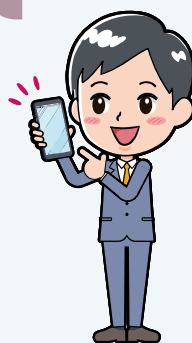
書類に必要事項を記入し、
金融機関届出印を押印



金融機関又は税務署に
書面で書類を提出

税務署

オンラインでは



- ✓ 金融機関又は税務署に
書面で提出不要!
- ✓ 振替依頼書記載不要!
- ✓ 金融機関届出印不要!
- ✓ 電子証明書不要!

利用可能税目

◇申告所得税及び復興特別所得税

- 期限内に申告された確定申告(3期)分及び延納分
- 予定納税(1期、2期)分

◇消費税及び地方消費税(個人事業者)

- 期限内に申告された確定申告分及び中間申告分



利用できる金融機関

オンライン提出が利用できる金融機関と預金口座の種類等については、国税庁ホームページにある「オンライン提出利用可能金融機関一覧(振替納税)」をご確認ください。

(注) 「オンライン提出利用可能金融機関一覧(振替納税)」に記載のない金融機関では、オンライン提出ができませんので、書面の振替依頼書を作成の上、金融機関又は税務署に提出してください。



↑詳しくは
こちら

ご利用に当たっての注意事項

- 納税者ご自身名義の預金口座のみがご利用できます。
 - ※ 事業用口座(屋号付きの口座)は原則としてご利用することはできません。
- 申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税(個人事業者)の2税目の振替納税を希望される場合には、1税目ごとに手続が必要となります。
- 振替依頼書のオンライン提出は、システム事業者及び金融機関の提供するセキュリティに保護された外部サイトを利用します。



国税庁 ホームページ

<https://www.nta.go.jp>

国税庁

検索

申し込み手順

- ① 事前準備**
- 利用者識別番号をお持ちでない方は、e-Tax の利用開始手続にて利用者識別番号を取得（即時発行されます）
 - 金融機関名・支店名・口座番号などが確認できるもの（通帳・キャッシュカードなど）
 - 金融機関の手続に必要な情報（暗証番号、通帳記載の最終取引残高、生年月日など）
- （注） 必要な情報は、金融機関により異なりますので、ご利用の金融機関ホームページ等でご確認ください。

申し込み入力画面

振替依頼書のオンライン提出（所得税）

■ 申し込み概要

■ 申込内容

以下の入力欄に申込内容を入力してください。

納税者氏名（カナ）（必須）	<input type="text"/>	（全角カナ）
納税者氏名（必須）	<input type="text"/>	（半角）
申請内容	<input type="checkbox"/> 口座振替	
税目	申告所得税及復興特別所得税	
申告区分（1つ以上チェック必須）	<input checked="" type="checkbox"/> 1期分、2期分 <input checked="" type="checkbox"/> 確定申告分（期限内申告分） <input checked="" type="checkbox"/> 延納分	
提出先税務署（必須）	都道府県	<input type="text"/> 選択してください
	税務署	<input type="text"/> 選択してください
所轄の税務署は「こちら」からご確認ください。		
電話番号（必須）	<input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/>	（半角数字）
住所（必須）	郵便番号	<input type="text"/> - <input type="text"/> （半角数字）
	住所	<input type="text"/> （半角）
申告納税地 （上記の住所欄に入力した住所と申告納税地（申告書に記載する住所）が異なる場合には、申告納税地を記載してください。）	<input type="checkbox"/> チェックボックスをチェックすると、申告納税地が入力できます。 <input type="text"/> （全角）	
口座名義（カナ）（必須） （納税者ご自身の名義に限ります。）	<input type="text"/> （全角カナ）	
口座名義（必須） （納税者ご自身の名義に限ります。）	<input type="text"/> （半角）	
利用開始年月日（必須） （すぐに利用を開始されない方のみ日付を変更してください。）	令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	（半角数字）

次へ

② e-Tax で入力

ご自身の氏名、住所、税務署名及び口座名義等を入力します。

（注） 入力画面に表示される注意事項等は必ずご確認くださいの上、入力してください。



③ 金融機関のサイトで入力

金融機関を選択し、手続に必要な情報を入力します。

※ 利用者認証後、e-Taxに戻ります。

④ 「提出」ボタンを押して送信

送信する前に、画面に表示された振替依頼書情報を確認してください。

⑤ 受付メッセージの受信

受信通知がメッセージボックスに格納されますので、必ずご確認ください。

ダイレクト納付利用届出書もオンラインで提出できます

詳しくはこちら↓

個人の方は、ダイレクト納付利用届出書も令和3年1月から、お手持ちのパソコン、スマートフォンからe-Taxを使って簡単な操作で提出できます。

詳しくは国税庁ホームページにある「ダイレクト納付の手続」をご覧ください。



e-Tax 利用時間

●月曜日～金曜日（休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）の24時間

（注） 休祝日の翌稼働日は8時30分からご利用いただけます。

●毎月の最終土曜日及び翌日の日曜日の8時30分～24時

（注） 利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。

e-Taxホームページ <https://www.e-tax.nta.go.jp>

e-tax

検索

リサイクル適性
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます

QRコードを利用した コンビニ納付ができます！



お手持ちのパソコン・スマートフォン・タブレット端末を使って、納付に必要な情報(氏名や税額など)を『QRコード』として作成し、お近くのコンビニエンスストアで納付することができます。



QRコードの作成方法については、裏面をご覧ください →



24 利用可能なコンビニエンスストア

●ローソン、ナチュラルローソン、ミニストップ
(いずれも「Loppi」端末設置店舗のみ)

●ファミリーマート
(「Famiポート」端末設置店舗のみ)



利用可能税目

全ての税目

(ただし、所得税徴収高計算書により源泉所得税を納付する場合等、ご利用できない税目があります。)

◎ご利用に当たっての注意事項

- 納付できる金額は30万円以下となります。 ※納付金額が30万円を超えるQRコードは作成できません。
- 領収証書は発行されません(払込金受領証は発行されます。)
- 金融機関や税務署の窓口では、QRコードによる納付はできません。
- コンビニエンスストアでの納付は現金のみとなります。 ※クレジットカード・電子マネーはご利用できません。
- QRコードによるコンビニ納付をしてから、納付済の納税証明書の発行が可能となるまで、3週間程度かかる場合があります。

※『QRコード』は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

QRコードの作成方法には、2種類の方法があります。

方法1 確定申告書等作成コーナー（申告書とQRコードを併せて作成する方）

確定申告書等作成コーナーを利用して所得税、消費税、贈与税の申告書を作成する際に、『住所・氏名等入力』画面において、「コンビニQR納付」欄の「納付用QRコードを作成する」にチェックすることで、申告書と併せてQRコードを作成できます。

※申告納税額が30万円を超える場合や還付の場合は、「コンビニQR納付」欄は表示されません。

方法2 国税庁HPのコンビニ納付用QRコード作成専用画面（QRコードのみを作成する方）

納付情報の入力

利用者情報 *は必須入力の項目です。

氏名(名称)漢字*
例) (個人) 国税 太郎
例) (法人) 株式会社コクセイ商事

氏名(名称)カナ*
例) コクセイ タロウ
例) カブシキガイシャコクセイショウジ

郵便番号 (半角数字)
例) 1000013

住所(所在地)*
例) 東京都千代田区霞が関 3-1-1

電話番号* - - (半角数字)
例) 固定電話 00-1234-5678
例) 携帯電話 000-1234-5678

整理番号 (半角数字)
例) 01234567

納付先税務署* 郵便番号から検索します
直接入力した場合、前方一致で税務署の一覧を表示します

納付内容

納付税目* ③

課税期間(自)* 年

申告区分*

本税額 円 (半角数字、「,」不要)

加算税額 円 (半角数字、「,」不要)

重加算税額 円 (半角数字、「,」不要)

利子税額 円 (半角数字、「,」不要)

延滞税額 円 (半角数字、「,」不要)

合計額* 円 (半角数字、「,」不要)

⑤

納付に必要な情報(住所・氏名・納付税目・納付金額等)を入力することで、QRコードを作成できます。



右のコードからもアクセスできます。 →
(www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/conveni_qr_nofu/index.htm)

1. 「作成開始」をクリック

2. 納付情報の入力

利用者情報の入力

- ①氏名(名称)漢字、氏名(名称)カナ、郵便番号、住所(所在地)、電話番号、整理番号を入力します。
※電話番号は、日中にご連絡のとれる番号を入力してください。
※整理番号がご不明な場合は空欄のままで構いません。

②納付先税務署を入力します。

「お近くの税務署」ボタンを押すと、①で入力した郵便番号から検索した都道府県内の税務署を選ぶこともできます。

納付内容の入力

- ③納付税目をプルダウンメニューから選択します。

④申告書等を確認の上、課税期間、申告区分、納付税額を入力(選択)します。

- 例) 令和元年分の申告所得税及復興特別所得税の確定申告の場合
- ・課税期間(自)：令和元年
 - ・申告区分：確定申告
 - ・本税額：10,000円
 - ・合計額：10,000円

⑤「次へ」ボタンをクリック

3. 納付情報の確認後、「QRコード作成」ボタンをクリック

4. 「コンビニ納付用QRコード印刷」ボタンをクリック

コンビニ納付用 QR コード

表示されたQRコードをコンビニエンスストアの端末で読み取り、端末から出力されるバーコードをレジ(窓口)にお持ちいただき、現金で納付してください。なお、QRコードを印刷して使用する場合は、「コンビニ納付用QRコード印刷」ボタンをクリックしてください。

Loppi 端末用 QR コード

ご利用可能なコンビニエンスストア
ローソン、ナチュラルローソン、ミニストップ



Fami ポート端末用 QR コード

ご利用可能なコンビニエンスストア
ファミリーマート



詳しくは、国税庁ホームページにある「国税の納付手続」をご覧ください。

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます

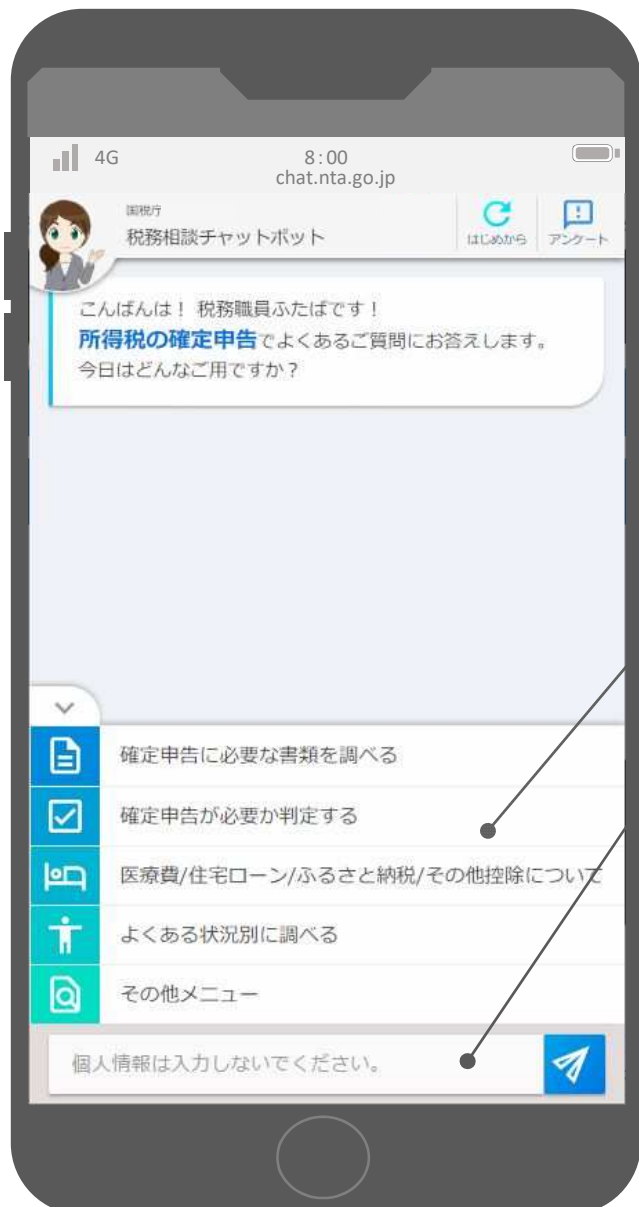
チャットボットによる 税務相談が始まりました

所得税の確定申告のご相談は、

令和3年1月12日（火）から

チャットボットとは

「チャット（会話）」と「ロボット」を組み合わせた言葉で、質問したい内容をメニューから選択するか、自由に文字で入力すると、AI（人工知能）を活用して自動で回答するウェブサービスです。



パソコン、スマートフォン、
タブレットでご利用できます。

質問の方法は次の2とおり

1 メニューから選択する

2 文字で入力する

スマホでのご利用
はこちらから！



国税庁 ふたば



チャットボットは、国税庁ホームページで
ご利用いただけます。

所得税の確定申告の相談範囲

去年は・・・

所得税の確定申告のうち、「医療費控除」や「住宅ローン控除」などの各種控除を中心に、お問合せが多い次の事項に関する質問にお答えしました。

- ・ 給与や年金の収入、
- ・ 確定申告の手続、
- ・ 医療費控除、住宅ローン控除、寄附金控除などの各種控除 など

今年は・・・

上記に加えて、利用者の方から質問が多かった

- ・ 配当の受取りや株式の売却による収入、
- ・ パソコンやスマホで申告書を作成する際の準備や操作、
- ・ 初めて確定申告をする方、引っ越しや結婚した場合など、その方の状況に応じたよくある質問 など

にお答えします。

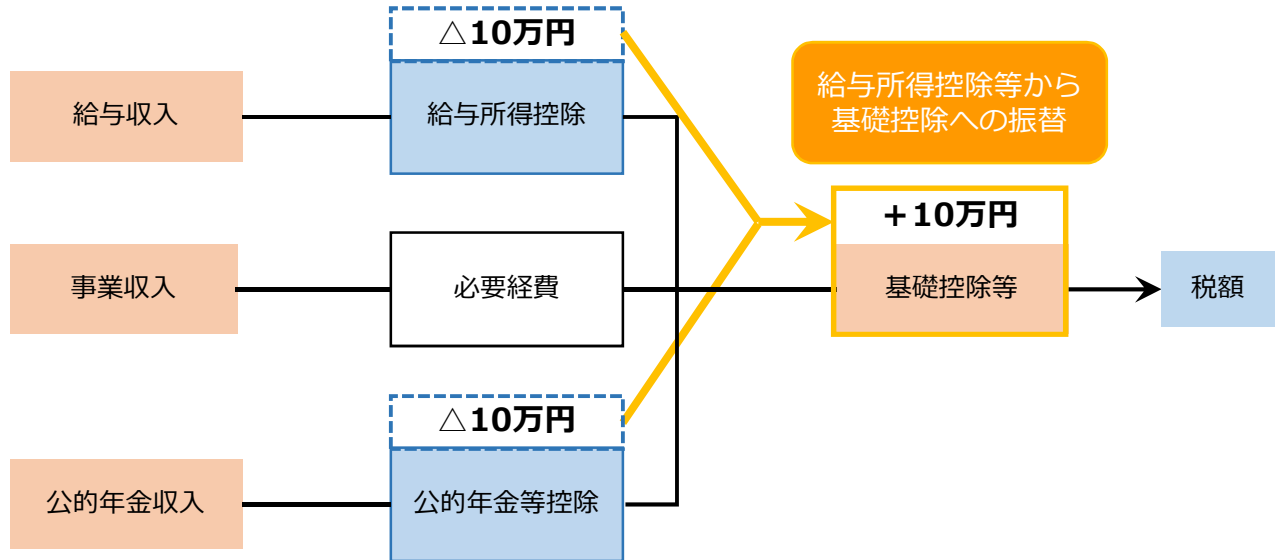


税務職員ふたば

令和2年分の確定申告から適用される主な税制改正について

1 給与所得控除等から基礎控除への振替

- 給与所得控除及び公的年金等控除の控除額が10万円引き下げられ、基礎控除の控除額が10万円引き上げられました。



2 給与所得控除の改正

- 給与収入が850万円を超える方の控除額が195万円に引き下げられました。
- 子育て世代等に配慮する観点から、23歳未満の扶養親族や特別障害者である扶養親族等を有する方には、負担増が生じない措置が講じられています（所得金額調整控除）。

給与等の収入金額	給与所得控除額	
	令和2年分	令和元年分
162.5万円以下	55万円	65万円
162.5万円超 180万円以下	その収入金額×40% - 10万円	その収入金額×40%
180万円超 360万円以下	その収入金額×30% + 8万円	その収入金額×30% + 18万円
360万円超 660万円以下	その収入金額×20% + 44万円	その収入金額×20% + 54万円
660万円超 850万円以下	その収入金額×10% + 110万円	その収入金額×10% + 120万円
850万円超 1,000万円以下	195万円	その収入金額×10% + 120万円
1,000万円超	195万円	220万円

3 公的年金等控除の改正

- 公的年金等収入が1,000万円を超える方の控除額に上限が設けられました。
- 公的年金等以外の所得金額が1,000万円を超える方の控除額が引き下げられました。

4 基礎控除の改正

- 基礎控除が38万円から48万円に引き上げられるとともに、合計所得金額が2,400万円超える方の控除額が引き下げられ、2,500万円超える方の控除が廃止されました。

5 青色申告特別控除の改正

- 65万円の青色申告特別控除の適用要件に「電子帳簿保存」又は「e-Taxによる電子申告」が追加されました。
- 詳しくは、「令和2年分の所得税確定申告から65万円の青色申告特別控除の適用要件が変わります（リーフレット）」をご確認ください。

要件等	令和2年分	令和元年分
簡易な方法での記帳	10万円	10万円
①正規の簿記（複式簿記）での記帳 ②申告書に「貸借対照表」と「損益計算書」を添付 ③申告期限内での確定申告	55万円	65万円
上記①～③に加え、 「電子帳簿保存」又は「e-Taxによる電子申告」	65万円	65万円

6 ひとり親に対する税制上の措置等

- 婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子を有する所得500万円以下の単身者について、「ひとり親控除」（控除額35万円）が創設されました。
- 上記以外の寡婦については、引き続き寡婦控除として、控除額27万円を適用することとし、所得制限（所得500万円）が設けられました。

【本人が女性の場合の控除額】

		死別	離別	ひとり親
扶養親族	子あり	35万円	35万円	35万円
	子以外	27万円	27万円	-
	無し	27万円	-	-

【本人が男性の場合の控除額】

		死別	離別	ひとり親
扶養親族	子	35万円	35万円	35万円
	子以外	-	-	-
	無し	-	-	-

7 チケット寄附税制の創設

- 新型コロナウイルスの影響により一定のイベントの中止等をした主催者に対して、入場料等の払戻しの請求をしなかった場合のその入場料について、寄附金控除（所得控除又は税額控除）の対象とされました。

パソコン・スマホから確定申告！

「国税庁ホームページ」へアクセス!!

確定申告



- 税務署に行く手間がかかりません！
- 確定申告期間中は24時間いつでも利用できます！
- 印刷して郵送等で税務署へ提出することもできます！

661万人が利用

94%の方が役立つ
と回答

(注) 確定申告期間以外の利用可能時間やメンテナンスによりご利用いただけない時間帯については、e-Tax ホームページでご確認ください。



医療費控除は

裏面の明細書を作成して提出すればOK!!

領収書が提出不要となりました

改正のポイント

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに
“医療費控除の明細書” の添付
 が必要となりました。

※医療費の領収書は自宅で**5**年間保存する必要があります。

(税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。)

※医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。

(医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。)

(注)平成29年分から令和元年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

医療費控除の明細書(裏面)の記載例

国税太郎さんの例(生計が同じ妻:花子さん)

国税太郎さんが受けた医療
 2/18 ■■病院 診療 6,000円 ①

5/28 ■■病院 診療 3,400円 ①
 ▲▲薬局 医薬品 700円 ②

国税花子さんが受けた医療
 9/13 ○○診療所 診療 3,300円 ③
 医薬品 1,100円

平成令和 年分 医療費控除の明細書【内訳書】
 ※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

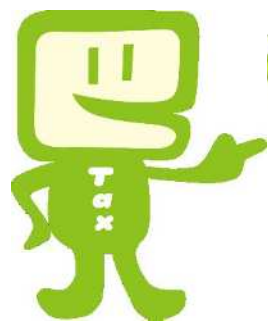
住所 _____ 氏名 _____

1 医療費通知に関する事項
 医療費通知(※)を添付する場合は、右記の(1)~(4)を記入します。
※医療費通知が発行する医療費の即時を通知する書類で、次の項目が記載されたものになります。
 (前:健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)
 (※)健康保険組合等の名称、(※)医療を受けた年月、(※)医療を受けた品名、(※)医療を受けた病院、診療所、薬局等の名称、(※)医療を受けた方が支払った医療費の額、(※)医療者の名称

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (1)のうち生活保護受給者等が支払った医療費の額
円	円	円

2 医療費(上記1以外)の明細
「領収書1枚」ことではなく、「医療を受けた方」、「病院等」ごとにまとめて記入できます。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生活保護受給者等が支払った医療費の額
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	円	円



- ・医療を受けた人
 - ・病院・薬局
- ごとに医療費を合計して記載します。

2 医療費(上記1以外)の明細

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額
① 国税太郎	■■病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	9,400円
② 同上	▲▲薬局	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	700円
③ 国税花子	○○診療所	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	4,400円

医療費控除の申告は
確定申告書等作成コーナーで!
 「医療費控除の明細書」も作成できます。

作成コーナー
www.keisan.nta.go.jp



平成
令和

年分 医療費控除の明細書【内訳書】

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住 所

氏 名

1 医療費通知に関する事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)~(3)を記入します。

※医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。

(例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

- ①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者、
④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が支払った医療費の額、⑥保険者等の名称

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
円	円	円

2 医療費(上記1以外)の明細

「領収書1枚」ごとではなく、「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	円	円
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
2 の 合 計			円	円

医療費の合計	A (㊸+㊹) 円	B (㊺+㊻) 円
--------	-----------	-----------

3 控除額の計算

支払った医療費 (合計)	円	A	申告書第二表の「所得から差し引かれる金額に関する事項」の医療費控除欄に転記します。
保険金などで補てんされる金額		B	
差引金額 (因 - 回)	(赤字のときは0円)	C	申告書第一表の「所得金額」の合計欄の金額を転記します。 (注) 次の場合には、それぞれの金額を加算します。 ・ 退職所得及び山林所得がある場合・・・その所得金額 ・ ほかに申告分離課税の所得がある場合・・・その所得金額(特別控除額の金額) なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4繰越損失を差し引く計算」欄の㊼の金額を転記します。
所得金額の合計額		D	
㊸ × 0.05	(赤字のときは0円)	E	
㊹と10万円のいずれか少ない方の金額		F	
医療費控除額 (㊸ - ㊹)	(上限200万円、赤字のときは0円)	G	申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」の医療費控除欄に転記します。

この明細書を、申告書と一緒に提出してください。

新型コロナウイルス感染症等の影響に伴い、国や地方公共団体から個人に対して支給された助成金の課税関係

- 国と地方公共団体からの助成金については、個別の助成金の実事関係によって、次のとおり課税関係が異なります。

非課税となるもの

- 助成金の支給の根拠となる法令等の規定により、非課税所得とされるもの。
- 助成金が次に該当するなどして、所得税法の規定により、非課税所得とされるもの。
 - ① 学資として支給される金品（所得税法9条1項15号）
 - ② 心身又は資産に加えられた損害について支給を受ける相当の見舞金（所得税法9条1項17号）

課税となるもの

- 上記の非課税所得となる助成金以外の助成金については、次のいずれかの所得として所得税の課税対象になります。

① 事業所得等に区分されるもの

事業に関連して支給される助成金

（例えば、事業者の収入が減少したことに対する補償や支払賃金などの必要経費に算入すべき支出の補てんを目的として支給するものなど）

- ※ 補償金の支給額を含めた1年間の収入から経費を差し引いた収支が赤字となる場合などには、税負担は生じません。また、支払賃金などの必要経費を補てんするのは、支出そのものが必要経費になります。

② 一時所得に区分されるもの

例えば、事業に関連しない助成金で臨時的に一定の所得水準以下の方に対して一時に支給される助成金

- ※ 一時所得については、所得金額の計算上、50万円の特別控除が適用されることから、他の一時所得とされる金額との合計額が50万円を超えない限り、課税対象になりません。

③ 雑所得に区分されるもの

上記①・②に該当しない助成金

- ※ 一般的な給与所得者については、給与所得以外の所得が20万円以下である場合には、確定申告不要されています。

- ※ 国や地方公共団体による助成金等の課税関係については、次ページの【参考】をご確認ください。

なお、次ページの【参考】に記載がない助成金等の課税関係については、その助成金等の支給元である国や地方公共団体の窓口にご確認ください。

(参考) 新型コロナウイルス感染症等の影響に関連して国等から支給される主な助成金等の課税関係 (例示)

非 課 税	<p>【支給の根拠となる法律が非課税の根拠となるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金 (雇用保険臨時特例法 7 条) ・ 新型コロナウイルス感染症対応協業給付金 (雇用保険臨時特例法 7 条) <p>【新型コロナウイルス感染症等の措置の影響に対するための国税関係法律の臨時特例に関する法律 (以下「新型コロナ税特法」といいます。) が非課税の根拠となるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別定額給付金 (新型コロナ税特法 4 条 1 号) ・ 子育て世帯への臨時特別給付金 (新型コロナ税特法 4 条 2 号) <p>【所得税法が非課税の根拠となるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学資として支給される金品 (所得税法 9 条 1 項 15 号) <ul style="list-style-type: none"> ・ 学生支援緊急給付金 ○ 心身又は資産に加えられた損害について支給を受ける相当の見舞金 (所得税法 9 条 1 項 17 号) <ul style="list-style-type: none"> ・ 低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金 ・ 新型コロナウイルス感染症対応従事者への慰労金 ・ 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の特例措置における割引券 ・ 東京都のベビーシッター利用支援事業における助成
課 税 (※)	<p>【事業所得等に区分されるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 持続化給付金 (事業所得者向け) ・ 家賃支援給付金 ・ 農林漁業者への経営継続補助金 ・ 文化芸術・スポーツ活動の継続支援 ・ 東京都の感染拡大防止協力金 ・ 雇用調整助成金 ・ 小学校休業等対応助成金 ・ 小学校休業等対応支援金 <p>【一時所得に区分されるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 持続化給付金 (給与所得者向け) ・ Go Toキャンペーン事業における給付金 <p>【雑所得に区分されるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 持続化給付金 (雑所得者向け)

(※) 事業所得者の金額の計算においては、「総収入金額」から「必要経費」を差し引くこととされています。各種給付金等の申請手続に際して発生した費用 (行政書士に対する報酬料金など) は、この必要経費に該当します。



- **副収入の申告漏れ**にご注意ください。
- 雑所得の区分が「**公的年金等**」・「**業務**」・「**その他**」とされました。

● **原稿料、講演料又はネットオークションやフリーマーケットアプリなどを利用した個人取引による所得**

(具体例)

① **衣服・雑貨・家電などの資産の売却による所得**

※ただし、生活に使用した資産の売却による所得は非課税（確定申告は不要）

② **自家用車などの貸付けによる所得**

③ **ベビーシッターや家庭教師などの副業による所得**

⇒ 「**業務**に係る**雑所得**」に該当

● **ビットコインをはじめとする暗号資産の売却等による所得**

⇒ 「**その他の雑所得**」に該当

● **競馬等のギャンブルから生じた所得**

⇒原則、「**一時所得**」に該当

※ 上記の所得を含め年末調整を受けた給与所得以外の所得が **20万円以下**の方は、**確定申告は不要**です。

医療費控除やふるさと納税（寄附金控除）などの適用を受ける場合は、20万円以下であっても確定申告が必要です。

確定申告書には、

- ① マイナンバーの記載
- ② 本人確認書類の提出等

をお忘れなく！！



- 確定申告書には、申告するご本人の「**マイナンバーの記載**」及び「**本人確認書類の提示又は写しの添付**」が必要です。
※ ご自宅等から確定申告書を**インターネット（e-Tax）**で送信する場合、本人確認書類の写しの提出は不要です。
- 確定申告書に、**配偶者・扶養親族・事業専従者**について記載する場合には、これらの方の「**マイナンバーの記載**」も必要です。
※ これらの方の本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。
- **本人確認書類**とは、次の書類をいいます。
 - ① **マイナンバーカード**
又は
 - ② 次の「**番号確認書類**」と「**身元確認書類**」

番号確認書類
《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》
● 通知カード （通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。）
● 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限ります。）
などのうちいずれか1つ



身元確認書類
《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》
● 運転免許証
● 身体障害者手帳
● パスポート
● 在留カード
● お持ちの方は、税務署から送付される「確定申告のお知らせ」はがき
● 公的医療保険の被保険者証 （写しの保険者番号及び被保険者等記号・番号部分を復元できない程度に塗り潰してください。）
などのうちいずれか1つ



- 感染症対策の一環で、本年は、申告相談のために前年来署された方のうち、**公的年金を受給している方などの一部の方**に対して、**個別の早期来場のご案内を送付**しています。
 - **申告義務のない方**が行う**還付申告**は**5年間**提出することができます。
- (注) 年末調整済の給与所得のみの方で、医療費控除やふるさと納税などによって還付を受ける方が該当します。

●令和2年分確定申告の受付期間

所得税等	令和3年2月16日(火) ~ 令和3年3月15日(月)
個人事業者の消費税	令和3年1月4日(月) ~ 令和3年3月31日(水)
贈与税	令和3年2月1日(月) ~ 令和3年3月15日(月)

(注1) 所得税等の**還付申告書**は、**上記の期間前でも**提出することができます。

(注2) 署外会場を開設する署については、その開設期間中は税務署で申告相談を行っていません。

(注3) 税務署の閉庁日(土・日曜・祝日等)は、通常、相談・申告書の受付は行っておりません。**一部の申告会場**では、**2月21日(日)**と**2月28日(日)**に限り日曜日も相談・申告書の受付を行います。

●令和2年分確定申告に係る納期限・振替日

	納 期 限	振 替 日
所得税等	令和3年3月15日(月)	令和3年4月19日(月)
個人事業者の消費税	令和3年3月31日(水)	令和3年4月23日(金)
贈与税	令和3年3月15日(月)	

(注1) 納期限までに納付がない場合は、延滞税がかかります。

(注2) 振替納税をご利用の方は、事前に預貯金残高をご確認ください。残高不足等で振替ができない場合は、納期限の翌日から納付日まで延滞税がかかりますので、ご注意ください。

確定申告会場一覧

都道府県	税務署名	確定申告会場	確定申告会場所在地	閉庁日対応
鳥取県	鳥取	鳥取市役所駅南庁舎 地下1階（第5会議室）	鳥取市富安2丁目138番地4	○
	米子	米子コンベンションセンター（ビッグシップ）2階国際会議室	米子市末広町294番地	
	倉吉	倉吉税務署	倉吉市上井587番1号	
島根県	松江	くにびきメッセ	松江市学園南1丁目2番1号	○
	浜田	浜田税務署 2階	浜田市殿町1177番地	
	出雲	出雲市役所（くにびき大ホール）	出雲市今市町70番地	
	益田	益田税務署	益田市元町12番11号	
	石見大田	石見大田税務署	大田市大田町大田イ289番地2	
	大東	大東税務署 2階	雲南市大東町飯田86番7号	
	西郷	西郷税務署	隠岐郡隠岐の島町城北町55番地 隠岐の島地方合同庁舎	
岡山県	岡山東	ママカリフォーラム（岡山コンベンションセンター2階）	岡山市北区駅元町14番1号	○
	岡山西			
	西大寺	西大寺税務署 2階	岡山市東区西大寺中2丁目24番13号	
	瀬戸	ママカリフォーラム（岡山コンベンションセンター2階）	岡山市北区駅元町14番1号	○
		瀬戸税務署 1階	岡山市東区瀬戸町瀬戸70番地	
	児島	ママカリフォーラム（岡山コンベンションセンター2階）	岡山市北区駅元町14番1号	○
	倉敷	児島税務署 1階	倉敷市児島小川5丁目1番66号	
		イオンモール倉敷専門店2F イオンホール	倉敷市水江1番地	
	玉島	玉島税務署	倉敷市玉島阿賀崎2丁目1番50号	
	津山	津山税務署（庁舎別館1階）	津山市田町67番地	
	玉野	玉野税務署 1階会議室	玉野市宇野2丁目4番12号	
	笠岡	笠岡税務署 1階	笠岡市五番町5番48	
	高梁	高梁税務署 1階会議室	高梁市向町13番地	
新見	新見税務署	新見市新見721番1号		
久世	久世税務署	真庭市鍋屋8番地1		
広島県	広島東	NTTクレドホール（基町クレド・パセーラ11階）	広島市中区基町6番78号広島県庁前	○
	広島南			
	広島西			
	広島北			
	呉	呉税務署	呉市中央3丁目9番15号 呉地方合同庁舎	
	竹原	竹原税務署	竹原市中央3丁目2番12号	
	三原	三原税務署	三原市宮沖2丁目12番1号	
	尾道	尾道税務署	尾道市古浜町27番18号	
	福山	福山市生涯学習プラザ 4階（まなびの館 ローズコム）	福山市霞町1丁目10番1号	
	府中	府中市文化センター（2階多目的ホール）	府中市府川町70番地	
	三次	三次税務署	三次市十日市東1丁目13番5号	
	庄原	庄原税務署	庄原市三日市町667番地5号	
	西条	西条税務署	東広島市西条昭和町16番8号	
	廿日市	廿日市税務署 NTTクレドホール（基町クレド・パセーラ11階）	廿日市市新宮1丁目15番40号 廿日市地方合同庁舎 広島市中区基町6番78号広島県庁前	
海田	海田税務署 NTTクレドホール（基町クレド・パセーラ11階）	安芸郡海田町大正町1番13号 広島市中区基町6番78号広島県庁前		
吉田	吉田税務署	安芸高田市吉田町吉田3604番地1		
山口県	下関	海峡メッセ下関	下関市豊前田町3丁目3-1	
	宇部	宇部税務署	宇部市常盤町1丁目8番22号	
	山口	中市コミュニティホール（Nac）1階	山口市中市町3番13号	○
	萩	萩税務署	萩市唐樋町3番7号	
	徳山	徳山税務署	周南市今宿町2丁目35番地	
	防府	防府税務署	防府市緑町1丁目2番12号	
	岩国	岩国税務署	岩国市麻里布町7丁目9番37号	
	光	光税務署	光市虹ヶ浜3丁目10番1号	
	長門	長門税務署	長門市東深川964番地1	
	柳井	柳井税務署	柳井市柳井3745番地1	
	厚狭	厚狭税務署	山陽小野田市大字鴨庄111番地1	